

北電原第43号
平成28年6月10日

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

北海道電力株式会社
原子力部長 [REDACTED]

泊発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社から平成28年3月25日付け北電原第217号にて届け出ました「泊発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正に伴い修正が必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

以上

添付資料

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (1 / 2)

現 行	読み替え後	備 考
<p>別図2-1-4 (1) 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (発電所内での事象発生時の通報経路)</p> <p>■ : 原災法第10条第1項に基づく 通報先 — : 一斉FAX → : 電話によるFAX着信確認</p> <p>注: EMC:緊急時モニタリングセンター :原災法第10条第1項で規定する事象を 経ずに原災法第15条第1項で規定する 事象が発生した場合も本通報経路で通報 する。</p>	<p>別図2-1-4 (1) 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (発電所内での事象発生時の通報経路)</p> <p>■ : 原災法第10条第1項に基づく 通報先 — : 一斉FAX → : 電話によるFAX着信確認</p> <p>注: EMC:緊急時モニタリングセンター :原災法第10条第1項で規定する事象を 経ずに原災法第15条第1項で規定する 事象が発生した場合も本通報経路で通報 する。</p>	<p>北海道地域防災計画（原子 力防災計画編）修正に伴う 追加</p>

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (2 / 2)

現 行	読み替え後	備 考
<p>別図2-1-5 (1) 原災法第25条第2項に基づく報告経路 (発電所内での事象発生時の報告経路)</p> <p>発電所対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <p>:原災法第25条第2項に基づく 報告先</p> <p>→ :一斉FAX</p> <p>→ :電話によるFAX着信確認</p> <p>注: EMC:緊急時モニタリングセンター</p>	<p>別図2-1-5 (1) 原災法第25条第2項に基づく報告経路 (発電所内での事象発生時の報告経路)</p> <p>発電所対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <p>:原災法第25条第2項に基づく 報告先</p> <p>→ :一斉FAX</p> <p>→ :電話によるFAX着信確認</p> <p>注: EMC:緊急時モニタリングセンター</p>	<p>北海道地域防災計画（原子力防災計画編）修正に伴う 追加</p>